

平成24年1月1日より資料提供(調査票・意見書) の要綱を改正しました

要介護認定に関する資料(認定調査票・主治医意見書)を事業者様に提供するための要綱を改正しました。つきましては、資料提供事務にも一部修正がありますので、ご協力をお願いいたします。

改正点

●事前に覚書を結ぶ必要がなくなりました

遵守事項を資料提供申し出書に記載する方式に改めました。

●資料提供申し出書の様式を変更しました

○個人情報の管理徹底のため、担当者名の記載欄を窓口で受領する方の氏名を記載していただくよう変更しました。

○概況調査・基本調査・特記事項を一括りで調査票とするため、今後はそれぞれの資料を別々に提供することができなくなりました。

※旧様式はしばらくの間使用できますが、新様式への移行にご協力をお願いいたします。

窓口での資料交付の手順

【1】事前にFAX

事前にFAXで次の項目をご連絡ください。

- (1)被保険者番号
- (2)被保険者氏名(一部伏字可)
- (3)申し出をする事業所名・連絡先等

◇締切時刻と交付可能時刻

前日午後4時までにFAX受信
⇒⇒⇒当日午前9時以降に交付

当日午前9時までにFAX受信
⇒⇒⇒当日午後4時以降に交付

※土曜休日などの閉庁日は除きます。
(例:月曜午前9時以降に交付できるのは金曜午後4時までのFAX受信分)

※緊急にサービス利用を開始するなどの事情のある場合は、事前に介護保険課認定審査係までご相談ください。

よくある質問

Q. 交付を受けることができる資料はいつのものでしょうか?

A. 直近のものです。更新申請・変更申請中で資料未確定の場合は、前回申請のものとなりますので、**急がない場合は結果通知を確認してから資料提供申出をするように**お願いします。

◇問い合わせ

船橋市 介護保険課 認定審査係 資料提供担当 TEL.047-436-2302 FAX.047-436-3307

【2】窓口で交付

窓口で交付を受ける際は、市役所介護保険課に次のものを持参してください。

※船橋駅前総合窓口センター・出張所・連絡所などでは交付できません。

- (1)資料提供申出書(原本、伏字不可)
- (2)現在有効な契約書(コピー可)
- (3)窓口に来る方が事業所の従業員であることを確認できるもの(原本)
(次の[A]または[B]のいずれか)

[A]「事業所が発行する従業員証」(名刺不可)

[B]「窓口に来る方の身分証明書」(介護支援専門員証や運転免許証など)と「事業所の従業員であることを確認できるもの」の2つ

- (4)コピー代(1枚10円)

Q. 無資格者(介護扶助10割)の資料の提供を受けられますか?

A. 介護保険の被保険者ではないので、**生活支援課**から提供を受けてください。